# 小型家電リサイクルの対象品目一覧表と仕分けチェックリスト

政令が定める28の分類の一覧表(家にあるものに✓を入れて使います)



小型家電リサイクルの対象品目は、法律の施行令(政令)の第1条が定める28の分類です。政令が対象とするのは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具で、その附属品を含みます。家電リサイクル法の対象の4品目以外の家庭用の電気機械器具は、ケーブルや充電器などの附属品も含めて、ほぼ全てが小型家電リサイクルの制度対象品目になります。

## ① 対象品目の28分類

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令 第1条(e-Gov法令検索)

| 家にある | No. | 分類(政令の名称を短くしたもの) | 政令が挙げる例 | 市区町村の回収品目か |
|---|---|---|---|---|
| ☐ | 1 | **有線通信機械器具** | 電話機、ファクシミリ装置 | ○・× |
| ☐ | 2 | **無線通信機械器具** | 携帯電話端末、PHS端末 | ○・× |
| ☐ | 3 | **ラジオ受信機・テレビジョン受信機** | ラジオ受信機、テレビジョン受信機(家電リサイクル法の対象のテレビは除く) | ○・× |
| ☐ | 4 | **映像用機械器具** | デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダー | ○・× |
| ☐ | 5 | **電気音響機械器具** | デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセット | ○・× |
| ☐ | 6 | **パーソナルコンピュータ** | パーソナルコンピュータ | ○・× |
| ☐ | 7 | **記憶装置** | 磁気ディスク装置、光ディスク装置 | ○・× |
| ☐ | 8 | **印刷装置** | プリンター | ○・× |
| ☐ | 9 | **表示装置** | ディスプレイ | ○・× |
| ☐ | 10 | **電子書籍端末** | 電子書籍端末 | ○・× |
| ☐ | 11 | **電動ミシン** | 電動ミシン | ○・× |
| ☐ | 12 | **電動工具** | 電気グラインダー、電気ドリル | ○・× |
| ☐ | 13 | **事務用電気機械器具** | 電子式卓上計算機 | ○・× |
| ☐ | 14 | **計量用・測定用の電気機械器具** | ヘルスメーター | ○・× |
| ☐ | 15 | **医療用電気機械器具** | 電動式吸入器 | ○・× |
| ☐ | 16 | **フィルムカメラ** | フィルムカメラ | ○・× |
| ☐ | 17 | **台所用電気機械器具** | ジャー炊飯器、電子レンジ(家電リサイクル法の対象の電気冷蔵庫・電気冷凍庫は除く) | ○・× |
| ☐ | 18 | **空調用電気機械器具** | 扇風機、電気除湿機(家電リサイクル法の対象のユニット形エアコンディショナーは除く) | ○・× |
| ☐ | 19 | **衣料用・衛生用の電気機械器具** | 電気アイロン、電気掃除機(家電リサイクル法の対象の電気洗濯機・衣類乾燥機は除く) | ○・× |
| ☐ | 20 | **保温用電気機械器具** | 電気こたつ、電気ストーブ | ○・× |
| ☐ | 21 | **理容用電気機械器具** | ヘアドライヤー、電気かみそり | ○・× |
| ☐ | 22 | **電気マッサージ器** | 電気マッサージ器 | ○・× |
| ☐ | 23 | **運動用電気機械器具** | ランニングマシン | ○・× |
| ☐ | 24 | **園芸用電気機械器具** | 電気芝刈機 | ○・× |
| ☐ | 25 | **電気照明器具** | 蛍光灯器具 | ○・× |
| ☐ | 26 | **電子時計及び電気時計** | 電子時計、電気時計 | ○・× |
| ☐ | 27 | **電子楽器及び電気楽器** | 電子楽器、電気楽器 | ○・× |
| ☐ | 28 | **電子玩具・電動式玩具** | ゲーム機 | ○・× |

右端の「市区町村の回収品目か」は、住んでいる市区町村の案内で確かめて○か×を書き込みます。市町村は、制度対象品目の中から、それぞれの実情に合わせて回収する品目を選びます。具体的にどの品目を回収するか、どのように回収するかは、お住まいの地域によって異なります。

**発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera)** www.fureaino-oka.com/jikka-jimai/kogata-kaden 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
環境省・政府広報オンライン・e-Gov法令検索(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律とその施行令)をもとにした一般的な一覧表です(2026年10月22日確認)。回収ボックスに入る品目・大きさ・回収日は市区町村ごとに違うため、出す前に住んでいる市区町村の案内で確かめてください。

# 小型家電リサイクルの対象品目一覧表と仕分けチェックリスト

1品ずつ出し先を決める仕分け表・出し先の種類・対象外のもの

## ② 1品ずつ仕分ける表 家にある小型家電を書き出して、出し先に〇をつける

| 品目(例:電子レンジ) | 台数 | 家電4品目か | データが入る機器 | 出し先(〇をつける) | 済 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 家電4品目 ☐ | ☐ | ボックス／ステーション／持込み／店頭／携帯販売店／メーカー等／粗大・燃えない／その他 | ☐ |
| | | 家電4品目 ☐ | ☐ | ボックス／ステーション／持込み／店頭／携帯販売店／メーカー等／粗大・燃えない／その他 | ☐ |
| | | 家電4品目 ☐ | ☐ | ボックス／ステーション／持込み／店頭／携帯販売店／メーカー等／粗大・燃えない／その他 | ☐ |
| | | 家電4品目 ☐ | ☐ | ボックス／ステーション／持込み／店頭／携帯販売店／メーカー等／粗大・燃えない／その他 | ☐ |
| | | 家電4品目 ☐ | ☐ | ボックス／ステーション／持込み／店頭／携帯販売店／メーカー等／粗大・燃えない／その他 | ☐ |
| | | 家電4品目 ☐ | ☐ | ボックス／ステーション／持込み／店頭／携帯販売店／メーカー等／粗大・燃えない／その他 | ☐ |
| | | 家電4品目 ☐ | ☐ | ボックス／ステーション／持込み／店頭／携帯販売店／メーカー等／粗大・燃えない／その他 | ☐ |
| | | 家電4品目 ☐ | ☐ | ボックス／ステーション／持込み／店頭／携帯販売店／メーカー等／粗大・燃えない／その他 | ☐ |
| | | 家電4品目 ☐ | ☐ | ボックス／ステーション／持込み／店頭／携帯販売店／メーカー等／粗大・燃えない／その他 | ☐ |
| | | 家電4品目 ☐ | ☐ | ボックス／ステーション／持込み／店頭／携帯販売店／メーカー等／粗大・燃えない／その他 | ☐ |
| | | 家電4品目 ☐ | ☐ | ボックス／ステーション／持込み／店頭／携帯販売店／メーカー等／粗大・燃えない／その他 | ☐ |

### 出し先の種類(市区町村が選ぶ)

- 回収方法は市町村ごとに定められていて、政府広報オンラインは、ボックス回収、ステーション回収、イベント回収、ピックアップ回収の4つを挙げています。
- 清掃工場等への持込みは、消費者が、清掃工場や資源化センター等の市町村が運営または管理を委託する施設へ、使用済小型電子機器等を持参する方式です。
- 店頭回収は、小売業者が店頭で、消費者が持参した使用済小型電子機器等を対面で受け取る方式です。国の認定を受けても、使用済小型電子機器等以外の廃棄物は回収できません。
- 携帯電話・PHSは専売店でも回収しています。パソコンは製造したメーカーまたはパソコン3R推進協会が回収・リサイクルを行っています(回収の窓口は郵便局)。

### 対象外・別ルートのもの

- 家電リサイクル法の対象の4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫／冷凍庫・洗濯機／衣類乾燥機)は、小型家電リサイクル法の政令の分類から除かれています。家電4品目の出し方は、ふれあいの丘の「家電リサイクル4品目の出し方と料金の確かめ方チェックリスト」へ。
- 太陽光パネルなど、特殊な取り外し工事が必要な品目は、小型家電リサイクルの制度の対象外です。
- 破損しやすく特別な収集運搬が必要な蛍光管や電球も、制度の対象外です。蛍光灯器具は政令の分類(電気照明器具)に入ります。
- 経済産業省の審議会の報告書案は、加熱式たばこデバイス・電子たばこデバイス・モバイルバッテリー・ポータブル電源を、小型家電リサイクル法の対象外(当初設定した28品目に該当しない)としたうえで、4品目を対象品目へ追加するべきとしています。対象品目は法律に基づく政令で定めるため、追加には政令の改正が必要です。出し方は市区町村の案内で確かめます。
- 法律の対象は『その使用を終了した』ものに限られ、家庭で使っている機器や、リユースショップで中古品として販売されている機器は対象になりません。

### 市区町村の小型家電リサイクルの対象になっていない家電

市町村の小型家電リサイクルの対象になっていない家電は、従来どおり粗大ごみや燃えないごみとして回収されるため、市町村のごみの排出ルールを守って出します。不要になった家電製品は、廃棄物処理法の許可を得ていない無許可の不用品回収業者には絶対に渡さないよう、政府広報オンラインは呼びかけています。

**発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera)** www.fureaino-oka.com/jikka-jimai/kogata-kaden 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
環境省・政府広報オンライン・e-Gov法令検索(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律とその施行令)をもとにした一般的な一覧表です(2026年10月22日確認)。回収ボックスに入る品目・大きさ・回収日は市区町村ごとに違うため、出す前に住んでいる市区町村の案内で確かめてください。

# 小型家電リサイクルの対象品目一覧表と仕分けチェックリスト

市区町村に確かめる欄・データ消去のチェック・国のガイドラインが挙げる特定対象品目

## ③ 住んでいる市区町村の案内で確かめる欄 ホームページ・広報・窓口の案内を見て書き込む

| | |
|---|---|
| 市区町村名・確かめた日 | |
| 回収している品目（28分類のうち） | |
| 回収の方法（ボックス・ステーション・持込み・店頭ほか） | |
| 回収ボックスの場所と、投入口に入る大きさ | |
| 電池の扱い（外して出すか、そのままか） | |
| 個人情報のある機器の出し方（データ消去の案内） | |
| 手数料の有無と回収日 | |

## ④ データを消してから出すチェック 環境省「回収に係るガイドライン」

- 携帯電話端末・PHS端末、パソコン（タブレットを含む）は、他の品目より多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高く、データの復元ソフト等が存在するためにデータの完全な消去が容易ではない、と環境省のガイドラインは説明しています。
- 個人情報を含むその他の機器として、ガイドラインは、USBメモリ、ビデオカメラ、HDDレコーダ、デジタルオーディオプレーヤー、ICレコーダー、デジタルカメラ、ゲーム機、カーナビなどを挙げています。
- 個人情報を含む機器を排出するときは、消費者自身があらかじめ機器の内外の個人情報を削除してから排出することが望ましいとされています。
- ガイドラインは、携帯電話・PHS端末とパソコンについて、個人情報の保護対策を行うことができる市町村に限って回収するものとしています。
- ガイドラインは、個人情報を消す作業が難しい機器や、作業が難しい消費者（高齢者等）に配慮して、データの消去方法や消去できる場所の情報を提供することを、市町村や小売業者に求めています。

| | データを消してから出す機器の例 | 台数 | 済 |
|---|---|---|---|
| ☐ | 携帯電話・PHS（スマートフォン）／パソコン／タブレット | | ☐ |
| ☐ | USBメモリ／メモリーカード／ハードディスク／HDDレコーダ | | ☐ |
| ☐ | ビデオカメラ／デジタルカメラ／ICレコーダー／デジタルオーディオプレーヤー | | ☐ |
| ☐ | ゲーム機／カーナビ | | ☐ |

## ⑤ 国のガイドラインが『特定対象品目』として挙げる品目 実際に回収する品目は市区町村が選ぶ

国の回収ガイドラインは、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルするべき品目を『特定対象品目』として挙げています。ガイドラインの特定対象品目は、国が特にリサイクルするべきとする品目で、実際に回収する品目は市町村が選びます。

携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ（モニターを含む。タブレット型情報通信端末を含む）、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、映像用機器（DVDビデオ、HDDレコーダ、BDレコーダ／プレーヤ、ビデオテープレコーダ（セット）、チューナ、STB）、音響機器（MDプレーヤ、デジタルオーディオプレーヤー、CDプレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドホン及びイヤホン、ICレコーダ、補聴器）、補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード）、電子書籍端末、電子辞書、電卓、電子血圧計、電子体温計、理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアーアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ）、懐中電灯、時計、ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム〈ミニ電子ゲーム〉、ハイテク系トレンドトイ）、カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤ、カーDVD、カーMD、カースピーカ、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット）、特定対象品目の附属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等）。

### このチェックリストについて・出典（2026年10月22日確認）

環境省「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（Ver.1.2）」、環境省「小型家電リサイクル関連」、政府広報オンライン「使用済み小型家電のリサイクル」（取材協力：環境省）、e-Gov法令検索（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律・同施行令）をもとにした一般的な一覧表です。個別の製品が対象かどうかの判断や、特定の事業者のおすすめは載せていません。

環境省 小型家電リサイクル関連：https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/index.html

環境省 回収に係るガイドライン：https://www.env.go.jp/content/900535757.pdf

政府広報オンライン：https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201303/2.html

e-Gov 施行令：https://laws.e-gov.go.jp/law/425CO0000000045

**発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera）** www.fureaino-oka.com/jikka-jimai/kogata-kaden 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
環境省・政府広報オンライン・e-Gov法令検索（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律とその施行令）をもとにした一般的な一覧表です（2026年10月22日確認）。回収ボックスに入る品目・大きさ・回収日は市区町村ごとに違うため、出す前に住んでいる市区町村の案内で確かめてください。